

離職で住居を失っている または そのおそれがある方へ



住居確保給付金(家賃補助)のご案内(初めての申請の方)

◆ どんな制度？

離職、廃業または休業等により経済的に困窮し、住宅を失っている方やそのおそれのある方に、一定の条件のもと、賃貸住宅等の家賃を支給しながら（家主等に区が直接支払います）、再就職に向けた支援を行うという国の制度です。

◆ 対象となる人は？

申請時に、次のすべてに該当する方が対象です。



A 離職・廃業または休業等についての要件

1. 離職・廃業から原則2年以内(注1)または雇用主や発注元から勤務日数等の減少を余儀なくされたなど、本人の都合によらない、やむを得ない休業等によって収入が減少して離職等と同程度の状況にあること（**自営業者の方で休業による申請を希望される場合は、確認事項が多いため、一度中野くらしサポートの窓口にてご相談の上、申請書類をお受け取りください。**）
2. 経済的に困窮して住居を喪失するおそれ（住居喪失を含む）があること
3. 離職等の日に主たる生計維持者であったこと（主たる生計維持者とは、その世帯で最も収入があった方をいいます。）

(注1) 離職期間中の状況（病気・介護等）によっては最長4年以内となる場合があります。

B その他の要件

1. 申請月に世帯全員の収入の合計が「収入基準額（月額）」（下表の②参照）以下であること
2. 申請月に世帯全員の預貯金・現金の合計が「資産基準額」（下表の③参照）以下であること
3. 誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと

常用就職とは、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいいます。

4. 生活保護を受給していないこと
 5. 申請者およびその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
 6. 申請の際に住居確保給付金申請時確認書の内容に誓約・同意をする方
- ※過去に住居確保給付金（家賃補助）の支給を受けたことがある方は、常用就職後の解雇や自己の責によらない休業等を除き、原則支給することはできません。

◆ 支給額と期間は？

○支給額 … 申請月の収入に応じて調整された額を支給します。世帯人数に応じた上限額あり。

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
①基準額(月額)	92,000 円	139,000 円	172,000 円	214,000 円
②収入基準額(月額) (※)	145,700 円	203,000 円	241,800 円	283,800 円
③資産基準額	552,000 円	834,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
④支給上限額	53,700 円	64,000 円	69,800 円	69,800 円

(※) 実家賃額が「④支給上限額」未満の場合、「②収入基準額(月額)」は、「①基準額(月額)」＋「実家賃額」となります。

【 支給額の計算 】

月収が「①基準額(月額)」以下の場合	支給額 = 実家賃額(上限額あり)
月収が「①基準額(月額)」を超える場合	支給額(上限額あり) = 実家賃額 - (月収 - 基準額)

○支給期間 … 原則3か月間（延長・再延長が認められた場合は最長9か月間）

※支給期間の延長等を希望される場合は、改めて申請を行う必要があります。

住居確保給付金（家賃補助） 支払いまでの流れ

1. 申請先窓口

窓口にて生活状況等を聞き取る必要があるため、申請は原則として窓口で受け付けております。やむを得ない理由により来庁が難しい場合は、一度中野くらしサポートへご相談いただいた上で、郵送申請も受付可能ですが、中野くらしサポートから生活状況等の聞き取りのお電話をする場合がありますので、必ずご対応をお願いします。

申請書等は、窓口受取、またはホームページよりダウンロードしてください。
なお、申請書類の書き方や添付資料等について不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。**相談時間：平日 8:30～17:00（相談の受付は 16:30 まで）**

【申請先窓口・申請書類送付先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19 中野区役所 4階

「中野くらしサポート」

電話番号:03(3228)8950

2. 審査

必要書類を全て提出いただいた日を申請日とし、区において審査を行います。

3. 支給決定

審査の結果、支給が決定すると、窓口で申請者に「支給決定通知書」をお渡しし、次の4の求職活動要件等について説明を行います。

また、家主等には「支給決定通知書（写）」を送付します。

※申請状況によって申請書を受理してから決定までに1か月程度お時間をいただく場合があります。

ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

4. 毎月の報告、求職活動等

支給決定後は、中野くらしサポートとの面談、ハローワークとの面談、企業への就職応募や収入状況及び求職活動等の報告をしていただきます。

求職活動を行っていない場合（中野くらしサポートへ報告が無い場合も含みます）や、支給要件に該当しなくなった場合は、期間中であっても支給が中止となります。

なお、常用就職が決定した場合は、すみやかに「常用就職届」を提出してください。

※受給期間中に必要となる求職活動は、受給状況により異なります。支給決定時にお渡しする「住居確保給付金（家賃補助）受給中の求職活動について」をよくお読みいただき、必要な求職活動を行ってください。

5. 家賃の支払い

原則、毎月月末までに翌月分の家賃を、家主等ご指定の口座に振り込みます。

その場合は翌月または翌々月に、未支給分と併せての支給となります。

※初回の支払いは、事務手続きの都合により月末に間に合わない場合があります。

住居確保給付金（家賃補助）の詳細、申請書類ダウンロードはこちら
（中野区公式ホームページ『住居確保給付金（家賃補助）』について）

